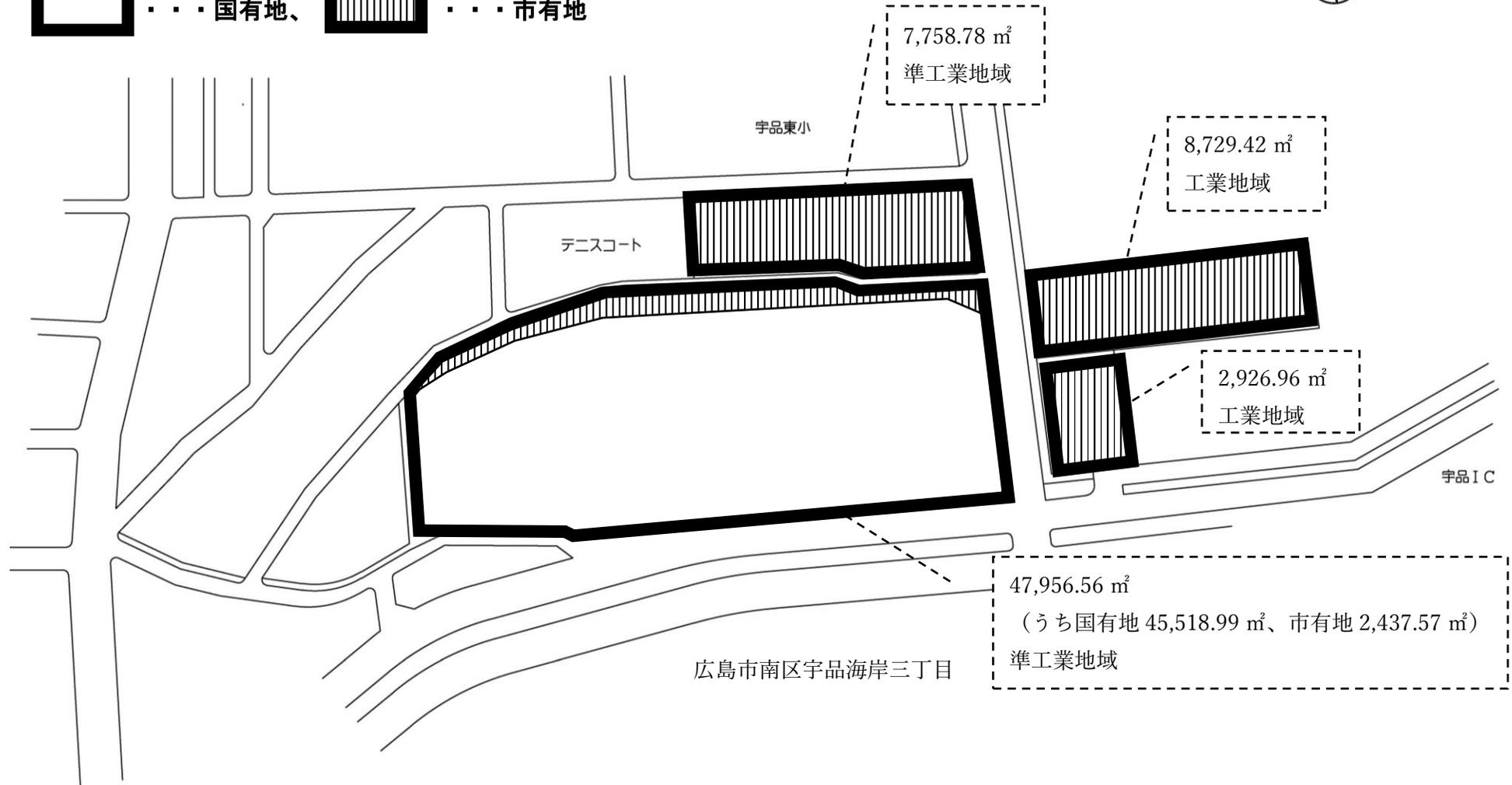


# 事業対象区域

別紙1

## 事業対象区域（太枠内）

□ . . . 国有地、 ■ . . . 市有地



注) 国有地部分においては、競輪事業に係るもの以外の収益事業を行うことはできないので、御注意ください。

## 国有地における競輪事業に係る実施可能な収益事業の例示

### 1 自転車文化の振興に係る事業

- (1) 自転車スクール・アカデミーの開催（参加者から参加費を徴収）
  - (2) 自転車スクール・アカデミーのための施設貸出（主催者から施設使用料を徴収）
  - (3) BMX 等自転車大会の実施（観客から入場料を徴収）
  - (4) BMX 等自転車大会のための施設貸出（主催者から施設使用料を徴収）
  - (5) 競輪非開催時において、大学・高校の自転車クラブの合宿等への施設貸出（参加者から施設使用料を徴収）
  - (6) 競輪非開催時において、選手宿舎のサイクリスト向けホテルとしての活用（利用者から宿泊料を徴収）
  - (7) サイクルショップの運営（販売・修理）
  - (8) サイクルショップのための施設貸出（出店者から施設使用料を徴収）
  - (9) 広島市シェアサイクル「ぴーすくる」のサイクルポート（駐輪場）の設置
- ※ (5)及び(6)に関して、整備する選手宿舎の部屋数は、競輪開催に必要な数量のみとする。（市有地部分に整備する場合は、部屋数は制限しない。）

### 2 競輪場の知名度・誘客アップのための PR 活動に係る事業

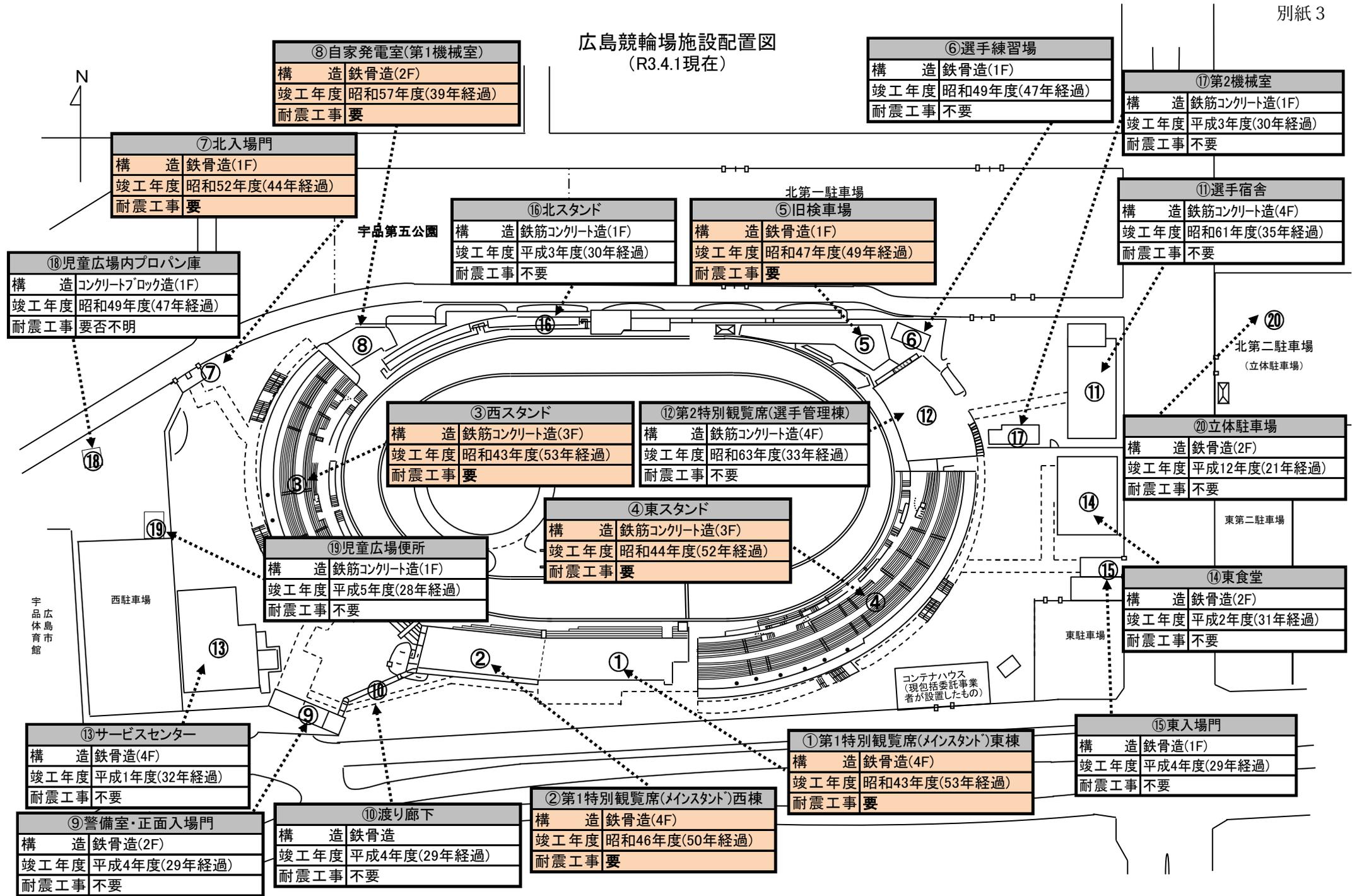
- (1) フィットネス等スポーツ教室の実施（参加者から参加費を徴収）
- (2) フィットネス等スポーツ教室のための施設貸出（教室主催者から施設使用料を徴収）
- (3) 工作教室・料理教室等文化教室の実施（参加者から参加費を徴収）
- (4) 工作教室・料理教室等文化教室のための施設貸出（教室主催者から施設使用料を徴収）
- (5) 全国うまいもの大会等イベントの実施（ブース出店者から施設使用料を徴収）
- (6) 全国うまいもの大会等のイベントのための施設貸出（イベント主催者から施設使用料を徴収）

### 3 来場者へのサービス向上

- (1) 飲食店舗（ファストフード店を含む。）の充実（出店者から施設使用料を徴収）
- (2) コンビニ等物販施設の設置（出店者から施設使用料を徴収）

※ 具体的には、事業の実施に当たり、事前に事業実施者から事業計画書（案）を本市に提出いただき、本市が中国財務局と協議した上で、承認するかどうかを判断します。

広島競輪場施設配置図  
(R3.4.1 現在)



## 【広島競輪場施設の説明 (R3. 4. 1 現在)】

敷地面積：約6万7千㎡（うち駐車場約2万4千㎡）

国有地4万5千㎡

市有地2万2千㎡

建物延床面積：約3万2千㎡（うち駐車場約7千7百㎡）（築後53年～21年経過）

総収容人員：約2万2千6百人 観覧席2,359席

※昭和56年建築基準法の耐震基準

倒壊しない基準：震度6強

平成20～23年度 耐震診断実施

- ①第1特別観覧席(メインスタンド)東棟：昭和43年度建築（築後53年経過）
- ②第1特別観覧席(メインスタンド)西棟：昭和46年度建築（築後50年経過）
  - 有料241席 入場料：700円（場外開催時は無料開放）
  - 平成21年度 500席⇒241席
  - 耐震基準：満たしていない（東棟・西棟）
  - 西棟・東棟3階：車券売場
  - 西棟3階：食堂 お茶・冷水無料提供
  - 東棟4階：開催本部、特別来賓室、審判室、実況・映像受配信機器設置
  - 西棟2階：電算センター 売上集計、払戻率（オッズ）表示等
  - 全国の競輪場・サテライトをオンラインで接続（中央管理方式）
- ③西スタンド：昭和43年度建築（築後53年経過）
  - 一般観覧席：1,130席
  - 耐震基準：満たしていない
  - 1階：車券売場（第1投票所）
  - 第1投票所休憩室：席数80席
- ④東スタンド：昭和44年度建築（築後52年経過）
  - 一般観覧席：702席
  - 耐震基準：満たしていない
  - 1階：車券売場（第4投票所）（閉鎖中）
  - 第3投票所休憩室：席数80席
  - 3階：多目的ホール、記者室、記念競輪来賓用臨時車券売場
- ⑤旧検車場：昭和47年度建築（築後49年経過）
  - 用途：通路
  - 耐震基準：満たしていない

- ⑥選手練習場：昭和49年度建築（築後47年経過）  
用途：日本競輪選手会広島支部所属選手の練習場  
耐震基準：満たしている
- ⑦北入場門：昭和52年度建築（築後44年経過）  
用途：お客様入・出場口  
耐震基準：満たしていない
- ⑧自家発電室（第1機械室）：昭和57年度建築（築後39年経過）  
用途：停電時等の非常用自家発電設備  
耐震基準：満たしていない
- ⑨警備室・正面入場門：平成4年度建築（築後29年経過）  
用途：お客様入・出場口  
1階：警備室、警備員控室  
2階：場内取締員室、警察官詰所、場内サービス員控室  
耐震基準：満たしている
- ⑩渡り廊下：平成4年度建築（築後29年経過）  
耐震基準：満たしている
- ⑪選手宿舎：昭和61年度建築（築後35年経過）  
用途：市営競輪参加選手の宿泊施設  
1階：食堂、売店、サロン、大浴場、サウナ等  
2・3階：宿泊室 4人部屋、31室、124名宿泊可  
耐震診断：対象外  
※26年度17節69日利用、27年度15節61日利用、28年度15節61日利用  
29年度15節61日利用、30年度21節85日利用、31年度20節81日利用  
2年度23節93日利用
- ⑫第2特別観覧席（選手管理棟）：昭和63年度建築（築後33年経過）  
用途：選手管理棟  
1階：検車場、医務室  
2階：選手控室（畳100畳）、選手管理室、番組編成室、賞典室等諸室  
3階：車券売場（閉鎖中）、食堂（閉鎖中）  
4階（バンク側2～4階）：第2特別観覧席（286席）（閉鎖中）  
耐震診断：対象外  
※ガールズケイリン（3階利用）  
車券売場：女子選手控室  
食堂：洗濯・乾燥機室

- ⑬サービスセンター：平成元年度建築（築後32年経過）  
用途：管理棟、車券売場  
1階：車券売場（早朝発売実施）、総合案内所、  
無料水・茶提供飲料自動販売機設置  
2階：食堂、喫茶  
3階：事務局  
4階：機械室  
耐震診断：対象外  
車券売場：席数304席  
朝7時30分から開門まで早朝発売を実施  
喫煙所あり
- ⑭東食堂：平成2年度建築（築後31年経過）  
用途：休憩室、食事等提供（閉鎖中）  
1階：食堂、休憩室（閉鎖中。現在は、自転車競技（フラットランド）練習  
場として使用）  
2階：喫茶、休憩室（閉鎖中）  
耐震診断：対象外
- ⑮東入場門：平成4年度建築（築後29年経過）  
用途：お客様入・出場口（閉鎖中）  
耐震診断：対象外
- ⑯北スタンド：平成3年度建築（築後30年経過）  
一般観覧席：立見席  
耐震診断：対象外
- ⑰第2機械室：平成3年度建築（築後30年経過）  
用途：場内電源設備等  
耐震診断：対象外
- ⑱児童広場内プロパン庫：昭和49年度建築（築後47年経過）  
耐震基準：未調査
- ⑲児童広場便所：平成5年度建築（築後28年経過）  
耐震診断：対象外
- ⑳立体駐車場：平成12年度建築（築後21年経過）  
耐震診断：対象外

●広島競輪場の敷地

区 分		面 積	駐 車 台 数	
競 技 場	国有地	41,428.99m <sup>2</sup>	—	
	市有地	2,437.57m <sup>2</sup>	—	
	計	43,866.56m <sup>2</sup>	—	
駐 車 場	西駐車場	国有地	2,760.00m <sup>2</sup>	93台
	東第一駐車場	国有地	1,330.00m <sup>2</sup>	46台
	北第一駐車場	市有地	7,758.78m <sup>2</sup>	310台
	北第二駐車場 (立体駐車場)	市有地	8,729.42m <sup>2</sup>	720台
	東第二駐車場	市有地	2,926.96m <sup>2</sup>	117台
計		23,505.16m <sup>2</sup>	1,286台	
合 計		67,371.72m <sup>2</sup>	1,286台	
国 有 地 計		45,518.99m <sup>2</sup>	139台	
市 有 地 計		21,852.73m <sup>2</sup>	1,147台	

●各投票所における投票・払戻窓口数

投票・払戻所名称		第1投票所	第4投票所	第1特別観覧席	サービスセンター	来賓室	特別来賓室	合計
位 置		西スタンド 1階	東スタンド 1階	メインスタンド 西棟・東棟3階	サービスセンター 1階	東スタンド 3階	メインスタンド 東棟4階	
投票 窓口	有人発券	14	5	6	8	0	0	33
	有人発払	0	0	1	0	1	0	2
	自動発払	8	7	2	11	2	1	31
	小 計	22	12	9	19	3	1	66
払戻 窓口	有 人 払	1	1	1	1	0	0	4
	合 計	23	13	10	20	3	1	70
備 考			閉鎖	市営競輪開催 時は開設 場外開催時は 必要に応じて 開設		記念競輪開催 時等必要に応 じて開設	市営競輪開催 時のみ開設	

※ 第4投票所の自動発払機について、稼働は可能だが、サービスセンターや第1投票所の自動発払機が故障した際、速やかに部品交換できる環境を整えている。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業務名	業務内容
a 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務		
(a)	統制（電算センター）業務	レース運営の公正を期すため、市営開催において、発走指示及び異常事態発生時の他場、JKA等関係各所への連絡等を行う。
(b)	欠場連絡・対応業務	レース運営の公正を期すため、市営開催中は、各場外車券売場及び関係各所へ欠場、中止・順延等を連絡し、場外開催中は、関係各所へ欠場、中止・順延等を連絡する。
(c)	現金輸送及び資金業務	市営開催及び場外開催に必要な現金の輸送、保管及びこれらに付随する業務を行う。
(d)	式典関連業務	市営開催に合わせて、賞状筆耕、式典等制作運営等を行う。 また、市営開催のうち記念競輪開催においては、特に演出の充実を図る。
(e)	出場選手等記念品作成業務	市営開催に合わせて、出場選手、地区代表選手に渡す記念品を作成する（出場選手の記念品は記念競輪開催時に限る。なお、いずれもクオカードでの代用も可能とする。）。
(f)	日程表作成処理	関係機関・団体に市営開催及び場外開催の日程を周知するとともに、対外的に広報するため、8月(当該年度下期分)及び2月(次年度上期分)に、日程表を作成し配布する。
(g)	従事員の配員割当業務	市営開催及び場外開催において、グレード等に応じ各投票所に必要な従事員を配置する。
(h)	選手賞金等支払業務	市営開催日及び前検日に、選手賞金の計算及び支払等資金の管理を行う。
b 車券発売・払戻に関する業務		
(a)	発売及び払戻（払戻有効期間中の払戻を含む。）等投票所業務	車券発売・払戻・売上集計等を円滑に行うため、市営開催日及び場外開催日に、投票所において車券発売準備（投票本券準備・資金準備・清掃後片付け）、窓口での車券発売、自動発払機操作、各レースの売上計算、払戻（払戻有効期間中の払戻を含む。）、マークカード記載指導等を行う。
(b)	トータリゼータシステム保守等投票関連業務	市営開催及び場外開催に際し、トータリゼータシステムの保守点検及びこれに伴う部品購入を行うとともに、競輪開催のために必要な情報処理作業及びこれに付随する作業を行う。
(c)	マークカード作成業務	広島競輪場で用いるマークカードを作成する。
(d)	勝者投票券作成業務	広島競輪場で発売する投票券の表面地紋及び裏面の印刷を行う。
(e)	感熱ロール紙、控券サーマルロール紙の調達	広島競輪場で用いる感熱ロール紙、控券サーマルロール紙を調達する。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業 務 名	業 務 内 容
c 場内の情報提供に関する業務		
(a)	発売中止時の連絡・貼紙等掲示対応業務	市営開催日及び場外開催日に、車券発売の中止が生じた場合、お客様に車券発売の中止を周知するため、中止の決定後直ちに、中止の告知文を作成し、貼紙や電子表示により掲示するとともに、発売中止の看板を設置する。
(b)	レース映像等制作・放映業務	市営開催において、レース映像及びスローVTRの収録、審議VTRの制作、選手紹介の撮影などの映像番組を制作する。 また、市営開催及び場外開催において、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・レース放映（選手名表示付）及び実況放送放映</li> <li>・ゴール前スローVTR放映</li> <li>・選手紹介及び決定盤放映</li> <li>・オッズ放映</li> <li>・レースダイジェストの制作及び放映</li> <li>・画像編成及び切替</li> </ul>
(c)	衛星放送用番組等制作業務	市営開催中（モーニング及びミッドナイト競輪の開催を除く。）、テレビ実況室及びスタジオにおいて、専門解説者及び司会者により各種の開催情報や予想情報を提供するための衛星放送及びインターネットライブ用映像を制作・放送する。
(d)	実況映像等の送受信等業務	映像集配信ネットワークを利用し、市営開催における実況映像等の送信及び場外開催における実況映像等の受信を行う。 市営開催（モーニング及びミッドナイト競輪の開催を除く。）において、SPEEDチャンネルで実況放送を行う、もしくは、モーニング及びミッドナイト競輪の開催も含め開催グレード等に応じ、インターネットなど効率的、効果的な方法による配信の拡充を図る。
(e)	場内モニター管理業務	場内モニターの管理を行い、故障等の際は、その修理又は交換等を行う。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業務名	業務内容
d お客様サービス・イベント等の実施に関する業務		
(a)	お客様サービス（手荷物管理）等業務	市営開催日及び場外開催日に、総合案内所等において、入場者への受付案内、手荷物受け渡し、景品交換等の業務を行う。 市営開催日に、各入場口において、入場口の開・閉門に係る業務、入場者の受付、入場者数の整理・連絡等の業務を行うとともに、開催本部において、来賓・来客者の受付・対応、関係部署との連絡等の業務を行う。
(b)	湯茶等接待業務	年間を通して、各施設の室内、通路、階段、トイレ等の清掃及び湯沸し及び給湯等の業務を行う。
(c)	特別席運営業務	記念競輪開催日（4日間）及び来賓対応等の関係で必要が生じた日に、本市が指定する場所に来賓用の投票所を設置し、発払を行う。
(d)	お客様サービス・イベント業務	市営開催日及び場外開催日に、①マークシート鉛筆、選手カレンダーほか、お客様サービス用物品の購入・提供を行う。②予想会、初心者向けイベント、未確定車券抽選会等の活性化イベント等を開催する。③レース結果等の掲示板への掲出を行う。なお、記念競輪開催日は、特にお客様サービス・イベントの充実を図る。 上記のほか、年間を通し可能な日に、場内、バンク等を活用し、自転車愛好家、親子連れ等がスポーツ・レジャーの場として楽しめるイベント開催や仕掛け（これまで行われている集客向上策との継続性を踏まえること。）を行い、市民サービスの向上を図る。
(e)	お客様来場促進施策業務	市営開催及び場外開催において、開催グレード等に応じた効率的・効果的な方法による来場支援を行う。なお、記念競輪開催においては、特に来場支援の充実を図る。
e ギャンブル等依存症対策に関する業務		
(a)	お客様からの相談対応業務	依存状況にあるお客様及び家族ができる限り早期に専門機関で治療や相談を受けられるよう、相談対応業務を行う。
(b)	ギャンブル依存症の予防に関する普及啓発業務	セミナーの開催やホームページ・場内掲示を活用したお客様への周知等を通じて、ギャンブル依存症の予防に関する普及啓発を行う。
(c)	研修の実施	職員のギャンブル依存症に関する知識の習得及び理解の促進を図るため、必要に応じて研修を行う。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業務名	業務内容
f 場内・駐車場・周辺道路の警備及び清掃に関する業務		
(a)	場内警備業務	<p>市営開催日及び場外開催日に、場内、各入場口、各投票所等において、必要な箇所に警備員を配置し、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者の発見及び処置</li> <li>・盗難、騒じょう等の予防・発見</li> <li>・急病人等への対応</li> <li>・マークシートの記入説明及び回収・整理</li> <li>・火災の予防、早期発見、初期消火活動及び通報</li> <li>・発売窓口における案内整理</li> </ul> <p>また、市営開催日及び前検日に、選手管理棟等において、部外者の排除等出入者の監視等を行う。なお、記念競輪開催日及びその前検日には、これに加え、出場選手の横断幕及び競走路の汚損・損壊・盗取等を防止するための巡回並びに選手宿舍周辺の警備を一層強化すること。</p>
(b)	駐車場等警備業務	<p>市営開催日及び場外開催日に、各駐車場及び周辺道路において、必要な箇所に警備員を配置し、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場における車両の誘導・整理</li> <li>・不法駐車及び不法進入の監視・防止</li> <li>・学童、市民の歩行誘導、学童の通学の見守り</li> <li>・隣接地から波及する危険性の察知・処置</li> <li>・来場者に対する案内看板の設置・撤去</li> <li>・東第2駐車場のライン引き等整備</li> <li>・来場者による近隣への迷惑行為の防止</li> <li>・駐輪場の整理</li> </ul>
(c)	場内外等清掃及びお客様サービス業務	<p>市営開催日及び場外開催日に、場内、駐車場、周辺道路、各施設のお客様用スペース、お客様用トイレの清掃及びごみの分別回収を行うとともに、トイレトペーパーやマークカード、鉛筆などの補充・整理を行う。</p> <p>また、市営開催日及び前検日には、競走路、選手宿舍、選手宿舍中庭等の清掃及びごみの分別回収等を行う。</p> <p>その他、定期的に、場内タイル水洗、側溝・枡清掃、除草作業、各施設のPタイル・カーペット・窓ガラスの清掃を行う。</p>
(d)	常駐警備宿日直業務	<p>年間を通して、以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通用門の開閉</li> <li>・火災及び盗難の防止</li> <li>・出入者の監視</li> <li>・外来者の応対</li> <li>・雨天及び冬期における競走路の監視並びに排水ポンプの作動確認</li> </ul> <p>(以下は主に夜間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内、駐車場、競輪場外周の巡視・警戒並びに駐車場の施錠及び解錠</li> <li>・電話応対</li> </ul>

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業 務 名	業 務 内 容
g 問合せ・トラブル・苦情等への対応に関する業務		
(a)	開催事務局（問合せ対応等）業務	年間を通して、問合せ・トラブル・苦情等について、電話対応及び場内対応を行う。
(b)	テレドームサービス業務	本場開催日及び場外開催日に、テレドームを利用したテレフォンサービスを行う。
h 選手宿舎の管理・運営及び医務室の運営に関する業務		
(a)	宿舎における選手の管理	市営開催日及び前検日に、宿舎における選手の管理を行う。
(b)	宿舎における選手の宿泊、食事及び入浴等の提供業務	市営開催日及び前検日に、宿舎において、宿泊、食事及び入浴等の提供を行う。
(c)	上記(b)に附帯する管理業務	市営開催日及び前検日に、宿舎において、以下の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・売店の運営</li> <li>・ベッドメイキング等各部屋内のサービス業務</li> <li>・厨房内の清掃</li> <li>・寝具のクリーニング（乾燥・消毒含む。）</li> <li>・食事提供用備品、消耗品等の調達</li> <li>・宿舎内の雑誌類の収集及びごみの処理</li> <li>・各種設備機器等の取扱い</li> </ul>
(d)	選手宿舎浴室用ボイラーのA重油の購入	宿舎の利用に合わせて、給湯に必要なA重油を調達する。
(e)	医務室の運営業務	市営開催日及び前検日に医師及び看護師を配置するための調整・手配等を行った上で、市営開催日に医務室に医師及び看護師を配置し選手の負傷等に対する診断・治療を行う（調整・手配等の後、前検日の配置・費用負担等はJKAによる。）。また、必要な薬品等を調達する。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業務名	業務内容
<p>i 競輪開催に係る施設・設備の管理に関する業務            (広島競輪場施設の再整備後においては、事業者が、施設・設備の維持管理業務として行う(委託業務には含まない。)。なお、既存施設の解体及び再整備期間中においては、解体スケジュール等によっては、委託業務に含まない場合がある。)</p>		
(a)	監視カメラ保守点検業務	日々の使用において故障が発生した際は、その都度修繕する。
(b)	映像設備装置保守点検業務	日々の使用において故障が発生した際は、その都度修繕する。
(c)	電気主任技術者選任等業務	電気事業法に基づき、電気主任技術者を選任し、中国四国産業保安監督部長届出用に書類を作成する。 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物環境衛生管理技術者を選任し、広島市保健所届出用に書類を作成する。
(d)	電気設備保守点検等業務	電気設備、放送設備、給排水衛生設備についての保守点検及び運転管理を関連法令に基づき実施する。また、これに附帯する官公庁への書類提出、故障等の際の原因究明及びその対応等を実施するとともに、副メーターの計量等も行う。
(e)	消防用設備保守点検等業務	消防用設備及び防火上必要な建築設備の性能維持を図るため、消防法に基づく点検、軽微な保守・調整、異常発生時等の緊急時の対応を行う。 消防法に基づき、防火対象物の点検を行う。 点検結果について、消防署届出用に報告書を作成する。
(f)	非常用発電設備定期点検業務	非常用発電設備の定期点検を行う。
(g)	自家用電気工作物保守点検等業務	自家用電気工作物についての保守点検及び運転管理を関連法令に基づき実施する。また、これに附帯する官公庁への書類提出、故障等の際の原因究明及びその対応等を実施する。
(h)	小荷物専用昇降機保守点検等業務	小荷物専用昇降機について、定期的に保守点検を行うとともに、年1回の建築基準法に基づく検査及び特定行政庁(広島市)へ報告を行う。
(i)	冷暖房機の保守点検等業務	吸収式冷温水発生機等の保守点検を行う。また、その運転管理を行う。 3年に1回、フロン排出抑制法に基づく定期点検を行う。
(j)	建築物及び建築設備等定期点検業務	建築設備について、年に1回、建築基準法に基づく定期点検を行う。 建築物について、3年に1回、建築基準法に基づく定期点検を行う。
(k)	防火設備定期報告業務	防火設備について、年に1回、建築基準法に基づく定期点検を行う。
(l)	凍結等対応業務	凍結及び積雪時に、解凍・除雪作業を行う。また、必要に応じ、競走路への保護シートの設置・撤去を行う。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業 務 名	業 務 内 容
(m)	塵芥処理業務	本場開催及び場外開催時に、可燃物、不燃物、資源ごみ毎に廃棄物を収集し、それぞれの処分施設に運搬する。
(n)	帯電モップ借上等業務	帯電モップ等衛生器具を借り上げ、清掃を行う。また、各出入口にフロアマットを借り上げ、設置する。
(o)	貯水槽清掃等業務	雨水槽、湧水槽、グリストラップ、飲料水貯水槽を清掃する。 重油地下タンク及び配管漏洩検査を行う。
(p)	その他法定点検等業務	その他、以下のとおり法令に基づく業務及び状況に応じ必要な業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木剪定及び病虫害駆除</li> <li>・アルゼンチンアリ防除</li> <li>・ねずみ・こん虫等調査</li> <li>・入場券自動券売機保守点検</li> <li>・空気環境測定</li> <li>・建築物飲料水水質検査</li> <li>・ばい煙測定</li> <li>・冷却水水質管理等</li> <li>・選手宿舎及び選手管理棟大広間等害虫駆除</li> <li>・漏水調査</li> </ul>
(q)	施設等の修繕	施設等（計数器、プリンター等開催用備品や設備等を含む。）の修繕を行う。（本市の所有する施設等については、1件1,000,000円未満・年間上限額4,000,000円を目安とする。（消費税及び地方消費税を含む。））
(r)	電話交換機賃借業務	外線での通話、競輪場内の内線での通話、広島市の各部署との内線での通話が行えるよう、電話交換機を借り上げる。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業 務 名	業 務 内 容
j 開催業務以外の業務		
(a)	消耗品等購入・在庫管理業務 (市営開催業務関係分)	広島競輪場で用いる薬品、業務用ポリ袋、文具、各種新聞、予想紙、清掃用消耗品、その他消耗品を購入するとともに、白紙券、入場券ロール紙、入場券を購入又は印刷する。
(b)	伝票等印刷業務	
(c)	医務室白衣等クリーニング	医務室における白衣等のクリーニングを行う。
k 市営開催・場外開催に係る他場及び関係機関との契約等に関する業務		
(a)	各種協定・契約等締結（市営開催分）	市営開催に合わせ、場外車券売場（専用場外及び場間場外）の開設に係る協定・契約の締結に必要な事務を行う。
(b)	各種協定・契約等締結（場外開催分）	場外開催に合わせ、広島競輪場が臨時場外車券売場となることに係る基本協定等の締結に必要な事務を行う。
(c)	受託場外に関する事務	本市が管理施行者となっているサテライトにおける場外開催に合わせ、当該サテライトにおいて車券発売を行うことに係る基本協定等の締結に必要な事務、売上金明細書の送付、業務代行料等の請求、売場賭式等の確認を行う。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業 務 名	業 務 内 容
1 広報・宣伝企画に関する業務		
(a)	ホームページ管理業務（パソコン借上・プロバイダ契約を含む。）	広島競輪場ホームページを随時更新し、開催日程やお客様サービス等の情報を発信する。
(b)	競輪場内における広報宣伝業務	随時、のぼり旗の作成・設置、宣伝用ポスターの印刷・掲示・配布等を行う。 記念競輪に関しては、より充実した広報・宣伝を行う。
(c)	記念競輪における広報宣伝用品作成業務	記念競輪の広報・宣伝として、ポスター・パンフレット・イベントチラシ等作成・配布・掲示、大型動画広告の制作及び放映、JR・市内電車等へのポスター掲示等を行う。
(d)	場内・入場門装飾等業務	横断幕等による開催日程等の告知、記念競輪開催に際してのバンク内看板の作成・設置、こいのぼりや門松等の季節に応じた装飾を行う。
(e)	次回開催告知テロップ表示業務	市営開催及び場外開催を広報するため、開催告知テロップを作成し、広島駅南口地下街等で表示する。
(f)	地元選手紹介看板作成業務	年2回（1月、7月の選手の級班入替時期）、S級2班以上の広島支部所属選手を来場者に告知するため、該当選手のパネル製作及び掲示の入替を行う。
(g)	その他各種広報宣伝業務	新聞に競輪広告を掲載するなど、市営開催及び場外開催をマスメディアを利用して広報する。 また、市営開催を広報するため、各種スポーツ新聞に広告を掲載する。 その他、必要に応じ、雑誌や地域のフリーペーパー等に広告を掲載するほか、特に記念競輪に関しては、事前のPRイベントを開催して広く宣伝を行う。
(h)	リーフレット作成業務	市営開催（主にF I以上）のPR用リーフレットを作成し、広島競輪場において配布するとともに、場外発売場へ送付する。
(i)	日程ミニカレンダー作成業務	半期ごとに、広島競輪ミニカレンダーを作成し配布する。
(j)	クオカード作成業務	競輪開催等PR用にクオカードを作成する。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業務名	業務内容
m 各種調査・報告に関する業務		
(a)	開催日報等の作成	場外開催において、本場施行者へ毎日の売上等を報告するため、レース終了後に電算センターが出力する売上総括表、当日分払戻計算書等に基づき開催日報を作成する。
(b)	庁内外照会及び回答文書の作成	関係機関・団体からの照会に対し、回答文書の作成又は作成の補助を行う。
(c)	災害等の被害報告資料作成及び拾得物の引き継ぎ資料の作成	事故や災害等発生時に、報告資料を作成する。拾得物に係る報告書を作成し、毎週、南警察署に引き継ぐ。
(d)	統計書作成	廃棄物減量化計画、大気汚染物質排出量状況調査、自衛警備体制実態調査など、照会に基づき必要となる統計データを作成する。 その他、本市が必要とする統計データを作成する。
(e)	自転車競技法施行規則第34条に基づく開催収支報告の作成	自転車競技法施行規則第34条第1項第1号から第3号に基づく報告書の作成を補助する。
(f)	予算編成資料の作成	本市の財政当局へ次年度予算を要求する資料の作成を補助する。
(g)	決算資料の作成	本市の財政当局へ決算（見込み）額を報告する資料の作成を補助する。
n その他競輪の実施に関する業務		
(a)	出走表作成、印刷及び配布業務	市営開催及び場外開催に合わせ、出走表を印刷・配布する。
(b)	国旗等掲示業務	市営開催日に、国旗、市旗、競技会旗及び選手会旗を掲揚台に掲揚する。 平和記念日等に、国旗及び市旗の半旗を掲揚台に掲揚する。
(c)	選手横断幕受付、掲示及び発送業務	前検日に、お客様等から提供のあった横断幕を受付・掲示し、市営開催の最終日に、撤去・発送する。
(d)	市営開催時の記者対応業務	市営開催日及び前検日に、来場する予想新聞紙・スポーツ新聞紙記者の取材活動を支援するため、飲食物及び物品の調達並びに提供、移動手段の提供、書類整理、JK A番組編成及び場外予想新聞社との連絡調整、記者からの相談・問合せ対応等を行う。
(e)	複写機設置業務	年間を通して、事務局で使用するコピー機を設置する。
(f)	ガールズケイリン実施時の環境整備業務	市営開催でガールズケイリンを実施する際には、JK Aと協議の上、宿舍の男女区分け、管理棟内へのガールズ用控室の設置、必要箇所への洗濯機等の備品の設置、ガールズ選手のホイールの配送を行う。
(g)	臨時電話・FAX・備品等設置業務	記念競輪開催時等に、記者席へ、臨時電話・FAX・備品の設置を行う。
(h)	記念競輪新聞社訪問	記念競輪開催等に合わせて、本市職員とスポーツ新聞紙関西5社及び九州スポーツ本社等を訪問し、記念競輪開催のPRを行う。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業務名	業務内容
○ 本市が行う開催業務及び日常業務等の支援に関する業務		
(a)	開催要領等作成	記念競輪開催に合わせて、開催中のイベントや、レースの発走時間、場外車券売場（専用場外及び場間場外）を記載した開催要領を作成し、経済産業省やマスコミ、各種関係団体へ送付することで周知を図る。 市営開催（F I開催）に合わせて、定例の書式に市営開催に係るデータを入力の上、細かな事務処理方法を記載した事務処理要領を作成して場外車券売場（専用場外及び場間場外）へ送付し、事務処理の適正化を図る。
(b)	売場賭式登録業務	市営開催に合わせて、JKAに対し、必要な情報を伝えて開催管理端末への入力を依頼する。 また、市営開催に合わせて、開催管理端末で場外車券売場（専用場外及び場間場外）の情報を入力し、FAXで場外車券売場（専用場外及び場間場外）へ照会の上、内容を確認する。
(c)	記念競輪来賓対応業務	記念競輪開催時に、来賓に対し、飲食物の調達及び提供等の接客対応を行う。
(d)	場外車券売場に関する事務（市営開催分）	市営開催に合わせて、場外車券売場（専用場外及び場間場外）に対し、締結した協定・契約に基づく経費の支払等に必要なお事務の支援を行う。
(e)	臨時場外車券売場に関する事務（場外開催分）	場外開催に合わせて、広島競輪場に臨時場外車券売場を設置することに係る同意、照会回答、開催経費等の請求、売場賭式等の確認を行う。
(f)	備品購入及び管理業務	業務に必要な備品の購入・管理を行う。
(g)	電気需給契約資料作成	本市の所有する施設については、必要に応じて広島競輪場の電力入札に係る資料の作成を補助する。
(h)	消防訓練の実施業務	消防法に基づき、年1回（別途、JKA主催で1回実施）、火災発生を想定した通報連絡、初期消火及び避難誘導訓練を行う。 広島競輪場消防計画書に基づき、年1回、南海トラフ地震による津波発生を想定した、情報収集・伝達、津波からの避難に関する訓練を行う。（消防訓練と同時開催でも可）
(i)	競走路及び駐車場等施設の使用許可支援業務	本市の所有する施設等については、申請書を受受理し、使用団体及び目的等を検討した上で、文書により本市へ引き継ぐ（最終的な許可は本市業務）。
(j)	開催資金準備及び精算事務	市営開催に合わせて、場外車券売場（専用場外及び場間場外）に対し、的中車券払戻金や両替金等を現金支払いするための資金交付、支出、出金、現金払込及び精算に必要な事務を行うとともに、出納簿等の管理を補助する。 なお、広島競輪場における開催資金も準備する。

## 広島競輪開催業務一覧表

番号	業 務 名	業 務 内 容
(k)	未払金精算事務	市営開催に合わせて、的中車券の未払期間中における払戻を行うための資金交付、支出、出金、現金払込及び精算に必要な事務を行うとともに、出納簿等の管理を補助する。
(l)	開催届資料作成	四半期に1回、自転車競技法施行規則に基づき経済産業省へ提出する開催要領及び収支予算書等を記載した競輪開催届の作成を補助する。 年に1回、全国競輪施行者協議会に提出する次年度の年間開催計画書の作成を補助する。

( 公 印 省 略 )  
令和 年 月 日

様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局競輪事務局)

プロポーザル参加資格確認結果通知書

令和 年 月 日に応募のあった「広島競輪場再整備・運営事業」に係るプロポーザル参加資格確認結果について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

貴社のプロポーザル参加資格の有無について確認を行った結果、参加資格を（有する or 有しない）ことを確認しました。 有しない場合は、次の2行は削除する。  
つきましては、提案内容の説明及び質疑応答を実施します。その日時及び場所については別途通知します。

プロポーザル参加資格確認結果通知書(受領書)

令和 年 月 日

業務名：広島競輪場再整備・運営事業

住 所
会社名
氏名(受領者)

※ この通知書を受領された場合は、お手数ですが、受領書に住所、会社名及び氏名(受領者)を記入し、経済観光局競輪事務局あてにこの通知書(受領書含む。)をFAXしてください。(FAX：082-251-2382)

## 事業予定者選定基準

## 第1 審査基準

審査項目	審査の観点	配点												
1 提案全体に関する項目		10												
基本方針	① 現在の施設の状況並びに競輪事業が置かれている経営環境及び他の競輪場との相違点等も考慮した上で、広島競輪場の現状分析を詳細に行い、課題等を明確に抽出しているか。 ② ①の課題等への対応を踏まえ、本事業の趣旨を十分理解した基本方針となっているか。	10												
2 施設整備に関する項目		50												
(1) 施設計画 (競輪事業)	① 競輪事業の効率的な運営に資する施設配置となっているか。 ② 観覧席や車券売場等、お客様が利用する部分の広さや内容は、必要十分かつ快適に利用できる工夫がなされているか。	15												
(2) 施設計画 (自転車を活用したスポーツ振興等)	① 自転車によるスポーツやレジャー等の多様なニーズに対応する、サイクリストにとっての拠点ともなるような複合的な施設計画となっているか。 ② 自転車を活用したスポーツ振興等に寄与する工夫がなされているか。	10												
(3) 施設計画 (市民利用の促進)	① これまでの競輪場のイメージを転換し、広く市民に利用されるための施設の工夫があるか。 ② 競輪事業に係るエリアと自転車を活用したスポーツ振興等に係るエリアを区分しつつも、相互の事業の相乗効果を発揮するための施設の工夫があるか。 ③ 事業区域全体を有効に活用した施設計画であるか。	10												
(4) 施設計画 (社会的配慮)	① 誰もが安全に利用できるユニバーサルデザインに配慮するとともに、受動喫煙を防止するための措置を十分に講じるなど、障害者、高齢者、小さな子ども連れ、海外からの来場者等、誰もが安心して快適に過ごせる施設計画となっているか。 ② 近隣地域に対する景観・環境に配慮し、照明や音などについて支障を及ぼさないような工夫がなされているか。 ③ 新型コロナウイルス感染症等、感染症対策に配慮し、これからの感染症対策について、具体的かつ有効な提案が示されているか。	5												
(5) 施工計画	① 既存施設の解体及び再整備の施工計画について、広島競輪場で競輪事業を実施できない期間を最小限にしたり、広島競輪場での場外発売の期間を最大限にしたりするなどの工夫がなされているか。 ② 安全対策や騒音対策、工事車両の管理方法等、地域住民に配慮した施工計画となっているか。	5												
(6) 解体除却に係る本市負担額	<b>【点数】</b> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>提案額の範囲</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案額 &lt; 800,000,000 円</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>800,000,000 円 ≤ 提案額 &lt; 1,000,000,000 円</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>1,000,000,000 円 ≤ 提案額 &lt; 1,200,000,000 円</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>1,200,000,000 円 ≤ 提案額 &lt; 1,400,000,000 円</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>1,400,000,000 円 ≤ 提案額 ≤ 1,624,000,000 円</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 提案額が上限額(1,624,000,000 円)を上回る場合は、提案そのものを無効とし、事業予定者として選定しない。</p>	提案額の範囲	点数	提案額 < 800,000,000 円	5点	800,000,000 円 ≤ 提案額 < 1,000,000,000 円	4点	1,000,000,000 円 ≤ 提案額 < 1,200,000,000 円	3点	1,200,000,000 円 ≤ 提案額 < 1,400,000,000 円	2点	1,400,000,000 円 ≤ 提案額 ≤ 1,624,000,000 円	1点	5
提案額の範囲	点数													
提案額 < 800,000,000 円	5点													
800,000,000 円 ≤ 提案額 < 1,000,000,000 円	4点													
1,000,000,000 円 ≤ 提案額 < 1,200,000,000 円	3点													
1,200,000,000 円 ≤ 提案額 < 1,400,000,000 円	2点													
1,400,000,000 円 ≤ 提案額 ≤ 1,624,000,000 円	1点													

審査項目	審査の観点	配点												
3 事業に関する項目 (競輪事業)		60												
(1) 事業方針	① 車券売上向上に資する将来を見据えた先進的・独創的な取組方針があるか。 ② 上記の取組方針を踏まえ、車券売上向上のための具体的な取組に基づく事業期間の車券売上見通しを含めた競輪事業特別会計の収支計画は堅実なものとなっているか。	10												
(2) ギャンブル依存症対策	具体的かつ徹底したギャンブル依存症対策が示されているか。	10												
(3) 競輪開催業務の委託料	<b>【点数の算出方法】</b> 提案における既存施設での業務期間の月数・・・a 同既存施設の解体及び再整備期間中の業務期間の月数・・・b 同再整備後の施設での業務期間の月数・・・c  ① 既存施設での業務期間並びに既存施設の解体及び再整備期間中の業務期間 $\text{配点} \times \frac{\text{最低提案額 (1年度換算)}}{\text{提案額 (1年度換算)}} \times \frac{a + b}{a + b + c} = d$ ② 再整備後の施設での業務期間 $\text{配点} \times \frac{\text{最低提案割合}}{\text{提案割合}} \times \frac{c}{a + b + c} = e$  d + e = 点数  ※1 最低提案額(割合)とは、全応募者の中で最も低い提案額(割合)をいう。 ※2 既存施設での業務期間における提案額(1年度換算)が上限額(401,000,000円)を上回る場合は、①の点数を0点とする。 ※3 提案額が0円の場合は、1円として計算する。 ※4 点数を算出する際の有効桁数は小数点第1位までとし、小数点第2位を四捨五入する。	10												
(4) 他の競輪場で開催する競輪の車券発売業務に係る車券売上に対する事業実施者の発売手数料(業務委託料)の割合(以下「手数料率」という。)	<b>【点数】</b> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>提案平均手数料率の範囲</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>提案平均手数料率 &lt; 8%</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>8% ≤ 提案平均手数料率 &lt; 10%</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>10% ≤ 提案平均手数料率 &lt; 12%</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>12% ≤ 提案平均手数料率 &lt; 14%</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>14% ≤ 提案平均手数料率</td> <td>1点</td> </tr> </tbody> </table> ※ 提案平均手数料率とは、レースグレード別に提案された手数料率の平均値(レースグレード別の売上見込額に応じた加重平均による。)とし、次により算出する。  $\text{手数料収入(総額)} / \text{売上見込額(総額)}$	提案平均手数料率の範囲	点数	提案平均手数料率 < 8%	5点	8% ≤ 提案平均手数料率 < 10%	4点	10% ≤ 提案平均手数料率 < 12%	3点	12% ≤ 提案平均手数料率 < 14%	2点	14% ≤ 提案平均手数料率	1点	5
提案平均手数料率の範囲	点数													
提案平均手数料率 < 8%	5点													
8% ≤ 提案平均手数料率 < 10%	4点													
10% ≤ 提案平均手数料率 < 12%	3点													
12% ≤ 提案平均手数料率 < 14%	2点													
14% ≤ 提案平均手数料率	1点													
(5) 再整備後の施設に係る施設使用料	<b>【点数の算出方法】</b> $\text{配点} \times \frac{\text{最低提案額 (1年度あたり)}}{\text{提案額 (1年度あたり)}} = \text{点数}$  ※1 最低提案額とは、全応募者の中で最も低い提案額をいう。 ※2 提案額が0円の場合は、1円として計算する。 ※3 点数を算出する際の有効桁数は小数点第1位までとし、小数点第2位を四捨五入する。	10												

審査項目	審査の観点	配点																
(6) 競輪事業に係る 収益保証額	<b>【点数】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提案額の範囲</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300,000,000円 ≤ 提案額</td> <td>15点</td> </tr> <tr> <td>290,000,000円 ≤ 提案額 &lt; 300,000,000円</td> <td>13点</td> </tr> <tr> <td>280,000,000円 ≤ 提案額 &lt; 290,000,000円</td> <td>11点</td> </tr> <tr> <td>270,000,000円 ≤ 提案額 &lt; 280,000,000円</td> <td>9点</td> </tr> <tr> <td>260,000,000円 ≤ 提案額 &lt; 270,000,000円</td> <td>7点</td> </tr> <tr> <td>250,000,000円 ≤ 提案額 &lt; 260,000,000円</td> <td>5点</td> </tr> <tr> <td>241,000,000円 ≤ 提案額 &lt; 250,000,000円</td> <td>3点</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 提案額が下限額(241,000,000円)を下回る場合は、提案そのものを無効とし、事業予定者として選定しない。</p>	提案額の範囲	点数	300,000,000円 ≤ 提案額	15点	290,000,000円 ≤ 提案額 < 300,000,000円	13点	280,000,000円 ≤ 提案額 < 290,000,000円	11点	270,000,000円 ≤ 提案額 < 280,000,000円	9点	260,000,000円 ≤ 提案額 < 270,000,000円	7点	250,000,000円 ≤ 提案額 < 260,000,000円	5点	241,000,000円 ≤ 提案額 < 250,000,000円	3点	15
提案額の範囲	点数																	
300,000,000円 ≤ 提案額	15点																	
290,000,000円 ≤ 提案額 < 300,000,000円	13点																	
280,000,000円 ≤ 提案額 < 290,000,000円	11点																	
270,000,000円 ≤ 提案額 < 280,000,000円	9点																	
260,000,000円 ≤ 提案額 < 270,000,000円	7点																	
250,000,000円 ≤ 提案額 < 260,000,000円	5点																	
241,000,000円 ≤ 提案額 < 250,000,000円	3点																	
4 事業に関する項目 (自転車を活用した スポーツ振興等)		40																
(1) 事業方針	① 自転車関連を始めとする様々な地域資源を有効活用するものであるか。 ② 地域の賑わい創出を始め、広島広域都市圏の発展に寄与できるものであるか。 ③ 競輪事業との相乗効果が期待できるものであるか。	10																
(2) 取組内容 (楽しさ)	市民が自転車を活用したスポーツやレジャー等を楽しめる取組となっているか。	5																
(3) 取組内容 (スポーツや文化の振興)	自転車を活用したスポーツや文化の振興に資する取組となっているか。	5																
(4) 取組内容 (市民サービス向上)	競輪場施設を有効活用した市民サービス向上に資する取組となっているか。	5																
(5) 取組内容 (市の計画の推進)	広島市自転車都市づくり推進計画の推進に寄与する取組となっているか。	5																
(6) 取組内容 (先進性・独創性)	他に例がない、先進的・独創的な取組となっているか。	5																
(7) 取組内容 (収益確保)	事業者の事業継続に必要な収益確保に資する取組となっているか。	5																
5 実施体制等に関する項目		40																
(1) 実施体制	専門的知識や資格、ノウハウを有したスタッフの配置など、実施体制が具体的であり、適切に業務が実施できる体制が取られているか。	5																
(2) 事業者の資金 計画・収支計画	施設整備に要する資金の調達方法及び返済計画を含めて、事業者の資金計画・収支計画は堅実なものとなっているか。	10																
(3) 遂行能力	① 経営成績・財務状況の観点から、経営が安定しているか。 ② 類似の事業に係る実績があるか。 ③ 事業者の財務状況が悪化した場合についての対応策が考えられているか。	10																
(4) リスク対応	災害・事故を含めた施設運営上のリスクへの対応が考えられているか。	5																
(5) 地域経済への 貢献	① 地元品の使用や市内企業の活用等、地域経済への貢献が示されているか。 ② 現競輪場従事員や再委託先の従業員等の雇用の維持・確保への配慮が示されているか。	10																
合 計		200 200																

## 第2 点数化方法

審査項目ごとの点数の付与は、下表の方法（ただし、審査項目2(6)並びに3(2)、(3)、(4)及び(5)を除く。）により行う。

評価	評価区分	点数
A	極めて優れている。	配点×1.0
B	やや優れている。	配点×0.8
C	普通である。	配点×0.6
D	やや劣っている。	配点×0.4
E	劣っている。	配点×0.2

広経競第 号  
令和 年 月 日

様

広島市長 松井 一實  
(経済観光局競輪事務局)

広島競輪場再整備・運営事業公募型プロポーザルに係る審査結果について(通知)

令和 年 月 日付けで貴社から提出のありました広島競輪場再整備・運営事業の企画提案についての審査結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 審査結果 事業予定者として選定します。  
事業予定者として選定されませんでした。

参加者全員に  
どちらか通知  
する。

2 貴社の評価

審査項目	配点	貴社得点
1 提案全体に関する項目	10	
2 施設整備に関する項目	50	
3 事業に関する項目 (競輪事業)	60	
4 事業に関する項目 (自転車を活用したスポーツ振興等)	40	
5 実施体制等に関する項目	40	
合計点数	200	